

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 本年度の人事院勧告（給与勧告）の内容（H27. 8. 6）

(1) 27年度の給与改定【H27. 4. 1から遡及適用】

ア 俸給表の改定

- ・行政職俸給表(一) 改定率 平均0.4%、若年層の引上げ率を高く、高齢層を低く改定
初任給 1級の初任給を2,500円引上げ
- ・その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当の改定 ⇒飯田市は該当しない

- ・医師の処遇確保のため支給月額限度の引上げ

ウ 地域手当の改定 ⇒飯田市は該当しない

- ・総合的見直しによる見直し前後の支給割合の差 0.5%～2%引上げ

エ 期末・勤勉手当（ボーナス）

- ・支給月数の引上げ 4.10月分→4.20月分（引上げ分は勤勉手当に配分）

(一般の職員の場合)		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月（支給済）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.75月（支給済）	0.85月（現行0.75月）
28年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.80月	0.80月

(2) 給与制度の総合的見直し【H27. 4. 1施行、段階的に実施しH30. 4. 1完成】

平成28年度において実施する事項

ア 地域手当の支給割合改定 ⇒飯田市は該当しない

- ・H28. 4. 1から給与法に定める割合

イ 単身赴任手当の支給額改定 ⇒H26人事院勧告により改正済

- ・H28. 4. 1から基礎額 26,000円→30,000円
- ・H28. 4. 1から加算額限度 58,000円→70,000円

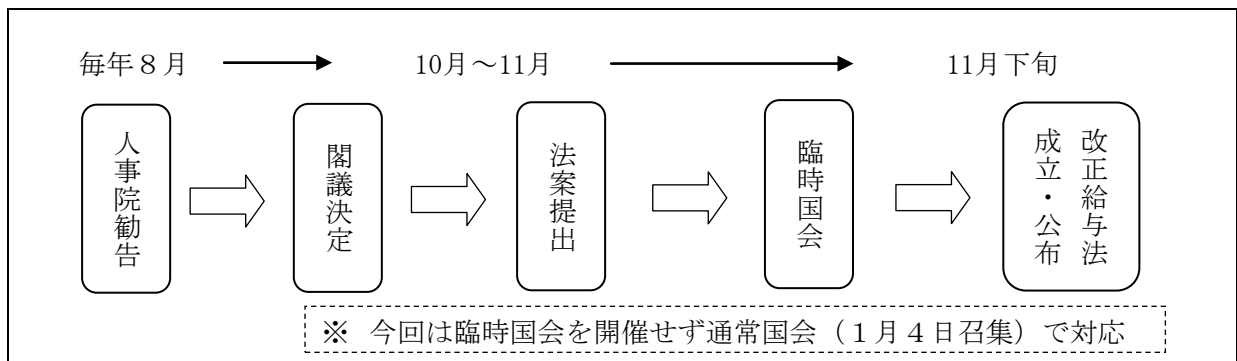
ウ 広域異動手当の支給割合改定 ⇒飯田市は該当しない

- ・異動前後の官署間の距離により10%、5%引き上げ

(3) 実施時期等

- ・月例給：H27. 4. 1
- ・特別給：法律の公布日（今回はH28. 1. 26に公布）

2 人事院勧告から給与法成立までの通常の流れ



3 改正する条例

- (1) 飯田市職員の給与に関する条例
- (2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例
- (3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例
- (4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

4 改正内容

今回は、各条例を2条構成として改正案を上程

- ・H27. 4. 1に遡及して適用…第1条、第3条、第5条、第7条、第9条
- ・H28. 4. 1から施行…第2条、第4条、第6条、第8条、第10条

(1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

第1条

- (ア) 平成27年度の勤勉手当について、12月期の支給割合を85/100（特定管理職員にあっては105/100）に上げる。また再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を40/100（特定管理職員にあっては50/100）に上げる。
- (イ) 55歳以上の管理職（医師を除く。）の勤勉手当の減額措置に関する経過措置の規定について、12月期の減額対象額に乗じる割合を上げる。
- (ウ) 行政職、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)の給料表について給料月額を改正する。

第2条

- (ア) 主な職務の内容を級別基準職務表として新たに規定する。
- (イ) 行政不服審査法の改正により引用する条項を変更する。
- (ウ) 平成28年度の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合は80/100（特定管理職員にあっては100/100）とし、再任用職員の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合は37.5/100（特定管理職員にあっては47.5/100）とする。
- (エ) 55歳以上の管理職（医師を除く。）の勤勉手当の減額措置に関する経過措置の規定について、6月期と12月期の勤勉手当減額対象額に乗じる割合を同率とする。

(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

第3条 平成27年度の市長等の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に上げる。

第4条 平成28年度の市長等の期末手当について、6月期の支給割合を150/100、12月期の支給割合を165/100とする。

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例

第5条 平成27年度の議員の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に上げる。

第6条 平成28年度の議員の期末手当について、6月期の支給割合を150/100、12月期の支給割合を165/100とする。

(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

第7条 平成27年度の任期付研究員の給料月額を1,000円上げる。また、12月期の期末手当の支給割合を160/100に上げる。

第8条 平成28年度の任期付研究員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ157.5/100とする。

(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第9条 平成27年度の任期付職員の給料月額を1,000円上げる。また、12月期の期末手当の支給割合を160/100に上げる。

第10条 地方公務員法等の一部改正を受けて、引用条項を変更する。また、平成28年度の任期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ157.5/100とする。

(6) 附則

(ア) 第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は平成28年4月1日から適用する。

(イ) 第1条、第3条、第5条、第7条、第9条による改正後の規定は平成27年4月1日から適用する。

(ウ) 給料の内払い…既に支払った給料は内払い扱いとし、増額になった差額を後日支払う。

(エ) 委任…条例の施行についての必要事項は市長に委任する。